

## 第87号議案

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年9月19日

品川区長 濱 野 健

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例（昭和34年品川区条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び」を「および」に改め、同表備考を次のように改める。

### 備考

- 1 投票所の投票管理者および投票立会人が職務を執行した時間が当該投票所の投票時間の2分の1であるときの報酬額は、それぞれの報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 期日前投票所の投票管理者および投票立会人が職務を執行した時間が当該期日前投票所の投票時間の2分の1であるときの報酬額は、それぞれの報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙および投票について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙および投票については、なお従前の例による。

(説明) 交替制で職務を執行した場合の投票管理者および投票立会人の報酬額を定める必要がある。